

# JIS

## 災害種別避難誘導標識システム

JIS Z 9098 : 2016

平成 28 年 3 月 22 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 保安技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	神 山 宣 彦	東洋大学
(委員)	小 野 真理子	独立行政法人労働安全衛生総合研究所
	釘 宮 悦 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	利 岡 和 範	日本安全靴工業会
	根 岸 公一郎	株式会社千代田テクノロ
	野 原 由樹子	日本防護服研究会
	松 村 不二夫	公益社団法人日本保安用品協会
	由 野 友 規	建設業労働災害防止協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 28.3.22

官 報 公 示：平成 28.3.22

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：保安技術専門委員会 (委員長 神山 宣彦)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 避難誘導標識システム	3
4.1 目的及び提供方法	3
4.2 災害種別避難誘導標識システムに用いる図記号等	3
4.3 適不適表示	5
4.4 組合せ式による記載例	6
5 災害種別による避難誘導標識システム	7
6 一般	7
6.1 距離表示の記載	7
6.2 振り仮名の併記	7
6.3 外国語の併記	7
6.4 文字書体	7
6.5 文字の色	7
6.6 追加情報の記載	7
7 暗闇対策	7
8 災害種別避難誘導標識システムに関する留意事項	7
9 修理, 保守及び点検	7
附属書 A (規定) 洪水避難誘導標識システム	8
附属書 B (規定) 内水氾濫避難誘導標識システム	13
附属書 C (規定) 高潮避難誘導標識システム	19
附属書 D (規定) 土石流避難誘導標識システム	26
附属書 E (規定) 崖崩れ・地滑り避難誘導標識システム	33
附属書 F (規定) 大規模な火事避難誘導標識システム	40
附属書 G (参考) 災害種別避難誘導標識システムに用いる方向矢印及び文字の大きさ	45
附属書 H (参考) 災害種別避難誘導標識システムの暗闇対策	47
附属書 I (参考) 災害種別避難誘導標識システムに関する留意事項	49
解 説	51

## まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 災害種別避難誘導標識システム

## Hazard specific evacuation guidance sign system

### 序文

近年、地球規模で各種の巨大災害が発生しており、その規模は今後も大きくなると予測されている。我が国においては、巨大災害対策の一環として、災害対策基本法に基づき地方自治体において避難対策を策定している。2013年の災害対策基本法の一部改正において、“命を守るための避難場所”と“仮の生活の場としての避難所”とに区別され、避難所を災害種別によっては避難場所として利用できるとされた。津波については、2014年9月に **JIS Z 9097**（津波避難誘導標識システム）が制定された。その他の災害種別についても同様な避難対策を整備する緊急性を考慮し、この規格を制定することとした。

なお、対応国際規格は、現時点で制定されていない。

### 1 適用範囲

この規格は、洪水災害（洪水及び内水氾濫）、土砂災害（土石流及び崖崩れ・地滑り）、高潮、大規模な火事などの災害の発生に備え、人々が安全な場所へ避難する際に利用する災害種別避難誘導標識システムについて規定する。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS Z 8210** 案内用図記号

**JIS Z 9097** 津波避難誘導標識システム

**JIS Z 9103** 安全色—一般的事項

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

なお、標識に用いる場合には、必要に応じて平仮名で表記する。

#### 3.1

##### 避難誘導標識システム (evacuation guidance sign system)

災害が予想される地域において、その災害について日常的に情報として表記又は発信し、災害が発生したときに影響を受ける地域の人々に警告し、速やかに避難誘導させることを目的とする標識システム。

#### 3.2

##### 注意標識 (warning signs)

災害が発生する危険のある地域を示すことを目的とする標識。